

# 経済要録

## 国内

### ◆金融再生委員会、日本債券信用銀行に係る特別公的管理を終了

金融再生委員会は、9月1日、「日本債券信用銀行に係る特別公的管理の終了について」を公表し、同日、同行に係る特別公的管理を終了した。

### ◆日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴う日中流動性供与について

日本銀行は、9月5日、日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴う日中流動性供与について、以下のとおり公表した。

#### 日本銀行当座預金決済のRTGS化に伴う日中流動性供与について

平成12年9月5日  
日本銀行

日本銀行では、日本銀行当座預金決済の即時グロス決済への移行（以下「RTGS化」という。）に伴い供与する日中流動性につき、下記を基本的な枠組みとし、今後、細目の検討を進めていくことを予定しておりますので、お知らせ致します。

#### 記

1. RTGS化に伴い、次に定めるところにより日中流動性を供与すること。

#### (1) 供与の相手方の範囲

日本銀行当座預金取引先のうち、日本銀行からの日中流動性供与を受けることを希望するものとする。

#### (2) 形態および返済期限

供与当日の終業時を返済期限とする当座貸越（以下「日中当座貸越」という。）とする。

#### (3) 担保

日本銀行が別に定める担保を予め徴求することとする。

#### (4) 供与額

上記(3)により徴求した担保につき、日本銀行が別に定める方法により計算した担保価額相当額を上限とし、当分の間、日中当座貸越の供与の相手方毎に供与の限度額を設けないこととする。

#### (5) 利息

当分の間、利息を徴しないこととする。

#### (6) 延滞利息

終業時において日中当座貸越の残高がある場合には、当該残高について、基準貸付利率のうちの「国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」に年6パーセントの割

合を加算した利率に基づいて計算した額の延滞利息を徴することとする。

(7) その他

以下の場合においては、上記(1)から(6)までの定めにかかわらず、別途の取扱いを行い得ることとする。

- 1) 日本銀行当座預金取引先が特別の事情を有する先(日本銀行法第37条に定める金融機関等でない先、同法第38条に基づく貸付けの実施先等)である場合
- 2) 日本銀行が業務運営上特に必要と認める場合

2. 円滑なRTGS化を図る趣旨から、次に定めるところにより、日中流動性供与に関する経過措置を実施すること。

(1) 返済期限の延長

終業時において日中当座貸越の残高があり、かつ当該日の前営業日の終業時において日中当座貸越の残高がない場合には、特段の事情のない限り、当該日における日中当座貸越の返済期限をその翌営業日の終業時まで延長することとする。

(2) 返済期限の延長にかかる利息等

上記2.(1)により返済期限を延長した日中当座貸越の残高については、上記1.(6)に定める延滞利息を徴さず、基準貸付利率のうちの「国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利率」に基づいて計算した額の利息を徴することとする。

なお、経過措置の実施期間中においても、2営業日以上連続して終業時におい

て日中当座貸越の残高がある場合には、2営業日目以降、各終業時における残高について、上記1.(6)に定める延滞利息を徴する。

(3) 経過措置の実施期間

上記2.(1)および(2)に定める措置は、RTGS化実施の日から起算して6か月の期間に限って行うこととする。

(4) その他

日本銀行が、業務運営上、上記2.(1)から(3)までにより難いと認めるときは、これを変更することがあり得る。

3. 将来における日中流動性供与のあり方については、RTGS化後の状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討すること。

◆日本銀行、金融政策決定会合議事要旨および金融経済月報の公表を早期化

日本銀行は、9月8日、金融政策決定会合議事要旨および金融経済月報の公表を早期化することを決定し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

金融政策決定会合議事要旨および金融経済月報の公表早期化について

平成12年9月8日  
日本銀行

日本銀行は、新しい日本銀行法のもとで、金

融政策決定会合の議事要旨や金融経済月報の公表、記者会見、講演、インターネット・ホームページなど様々な方法を通じて、金融政策の透明性の向上に努めてまいりました。このたび、透明性の一層の向上という観点から、決定会合の運営方法につき検討を行った結果、以下のような措置を講ずることとしました。

1. 議事要旨の公表の早期化

(別添1)

現在、決定会合の議事要旨は、次々回会合で承認のうえ、その3営業日後に公表することとしています。ただ、このルールによりますと、会合の間隔によっては、公表が約2ヶ月後とかなり遅くなるケースも発生します。そこで、今後は、概ね1ヶ月程度を目処に次回または次々の決定会合で承認のうえ、公表することとします。個々の議事要旨の公表日程については、会合開催日程<sup>(注)</sup>とあわせて公表することとしますが、既に公表している日程のうち、8月11日開催分、9月14日開催分については、別添1のとおり、繰り上げることにします。

これに伴い、政策委員会議事規則を別添2のとおり改正します。

なお、議事要旨の内容については、今後とも、わかりやすい記述に努めるとともに、ホームページなどを利用して、利用者のご意見を頂く体制をさらに整えることとしました(ホームページに掲載する毎回の議事要旨の欄から直接メールでご意見をお送りいただけるようにします)。

(注) 3、6、9、12月に、先行き6ヶ月分の会合開催日程を公表している。

2. 金融経済月報の公表の早期化

金融経済月報は、現在、決定会合の翌々営業日の午前8時50分に公表しています。今後は、情報の早期公表の観点からこれを早め、会合の

翌営業日の午後2時に公表することとします(別添1参照)。これに伴い、政策委員会議事規則を別添2のとおり、また「金融政策に関する対外発言についての政策委員会申し合わせ」(平成11年4月20日)を別添3のとおり改正し、いわゆるブラックアウト期間をこの公表時刻までに短縮します。

金融政策決定会合等の日程(平成12年7月~12月)

○横線のとおり変更。

|       | 会合開催                   | 金融経済月報公表               | (議事要旨公表)                  |
|-------|------------------------|------------------------|---------------------------|
| 12年7月 | 7月17日<月>               | 7月19日<水>               | (9月20日<水>)                |
| 8月    | 8月11日<金>               | 8月15日<火>               | 9月20日<水><br>(10月18日<水>)   |
| 9月    | 9月14日<木>               | 9月18日<月><br>9月19日<火>   | 10月18日<水><br>(11月2日<木>)   |
| 10月   | 10月13日<金><br>10月30日<月> | 10月16日<月><br>10月17日<火> | (11月22日<水>)<br>(12月5日<火>) |
| 11月   | 11月17日<金><br>11月30日<木> | 11月20日<月><br>11月21日<火> | (12月20日<水>)<br>未定         |
| 12月   | 12月15日<金>              | 12月18日<月><br>12月19日<火> | 未定                        |

(別添2)

「政策委員会議事規則」の一部改正

(横線のとおり改正)

第2章 金融政策決定会合

(経済及び金融の情勢に関する基本的見解)

第12条 金融政策決定会合において、法第15条第1項第6号に規定する経済及び金融の情勢に関する基本的見解を議決したときは、議決を行った日の翌々営業日に、議長が適当と認める方法により、これを公表する。

(議事要旨)

第13条第2項 議長は、委員会の承認を得るため、議長が委員会の承認を得てあらかじめ定める次回又は次々回の金融政策決定会合

において議事要旨を提出する。

(別添3)

「金融政策に関する対外発言についての申し合わせ」の一部改正

(横線のとおり改正)

各金融政策決定会合の2営業日前から会合当日(終日)まで(当該会合で経済及び金融の情勢に関する基本的見解が決定された場合は、その公表時刻(原則として2営業日後の午前中翌営業日の午後2時)まで)の期間は、原則として、金融政策及び金融経済情勢に関し、外部に対して発言しない。

◆国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大について

日本銀行は、9月8日、「国債決済RTGS化に伴う日銀ネット国債系稼働時間延長幅の拡大について」を公表した(その内容については、『日本銀行調査月報』2000年9月号参照)。

◆平成13年度一般会計予算の概算要求額および財政投融资計画要求額の概要

大蔵大臣は、9月12日、平成13年度の一般会計予算の概算要求額および財政投融资計画要求額を閣議報告した。その概要は以下のとおり。

平成13年度一般会計概算要求額調

(単位 百万円)

| 所管                  | 前年度予算額     | 平成13年度概算要求額 | 比較増△減額      | 伸率(%)  |
|---------------------|------------|-------------|-------------|--------|
| 皇室費                 | 7,055      | 7,437       | 382         | 5.4    |
| 国裁                  | 144,917    | 142,427     | △ 2,490     | △ 1.7  |
| 計                   | 318,666    | 320,422     | 1,756       | 0.6    |
| 内閣府                 | 16,448     | 16,595      | 147         | 0.9    |
| 内閣府                 | 72,620     | 74,295      | 1,675       | 2.3    |
| 内閣府                 | 5,673,925  | 5,698,693   | 24,768      | 0.4    |
| 内閣府                 | 451,985    | 429,554     | △ 22,431    | △ 5.0  |
| 内閣府                 | 286,437    | 270,875     | △ 15,562    | △ 5.4  |
| 内閣府                 | 4,935,503  | 4,998,264   | 62,761      | 1.3    |
| 総務省                 | 1,786,319  | 1,673,658   | △ 112,661   | △ 6.3  |
| 法務省                 | 602,750    | 610,213     | 7,463       | 1.2    |
| 外務省                 | 774,145    | 765,179     | △ 8,966     | △ 1.2  |
| 財務省                 | 1,925,374  | 1,929,386   | 4,012       | 0.2    |
| 文部科学省               | 6,512,903  | 6,586,112   | 73,209      | 1.1    |
| 厚生労働省               | 17,264,449 | 17,993,560  | 729,111     | 4.2    |
| 農林水産省               | 3,001,891  | 2,878,047   | △ 123,844   | △ 4.1  |
| 経済産業省               | 924,365    | 914,962     | △ 9,403     | △ 1.0  |
| 国土交通省               | 8,106,392  | 7,544,926   | △ 561,466   | △ 6.9  |
| 環境省                 | 259,133    | 244,988     | △ 14,145    | △ 5.5  |
| 日本新生特別枠             | —          | 550,000     | 550,000     | —      |
| 〔非公共〕               | —          | 250,000     | 250,000     | —      |
| 〔非公共〕               | —          | 300,000     | 300,000     | —      |
| 日本新生特別枠(留保枠)        | —          | 150,000     | 150,000     | —      |
| 〔非公共〕               | —          | 50,000      | 50,000      | —      |
| 〔非公共〕               | —          | 100,000     | 100,000     | —      |
| 生活関連等公共事業重点化枠       | —          | 300,000     | 300,000     | —      |
| 小計                  | 47,391,352 | 48,400,900  | 1,009,548   | 2.1    |
| 自動車損害賠償責任再保険特別会計へ繰入 | 200,000    | —           | △ 200,000   | —      |
| 公共事業等予備費            | 500,000    | —           | △ 500,000   | —      |
| 計(一般歳出)             | 48,091,352 | 48,400,900  | 309,548     | 0.6    |
| 国債費                 | 21,965,341 | 18,370,425  | △ 3,594,916 | △ 16.4 |
| 地方交付税交付金等           | 14,930,360 | 18,057,185  | 3,126,825   | 20.9   |
| 合計                  | 84,987,053 | 84,828,510  | △ 158,543   | △ 0.2  |

(注) 前年度予算額は、13年度要求額との比較対照のため、組替えをしてある。

平成13年度財政投融资計画要求の概要

(単位：億円、%)

| 区 分            | 平成12年度当初計画      | 平成13年度要求         |
|----------------|-----------------|------------------|
| 1. 住宅関連機関      | 113,851 (2.6)   | 102,773 (△ 9.7)  |
| 住宅金融公庫         | 103,871 (2.7)   | 92,287 (△ 11.2)  |
| 都市基盤整備公団       | 9,980 (2.4)     | 10,486 (5.1)     |
| 2. 中小企業関連機関    | 65,129 (△ 0.1)  | 58,381 (△ 10.4)  |
| うち国民生活金融公庫     | 41,900 (0.0)    | 38,500 (△ 8.1)   |
| 中小企業金融公庫       | 22,800 (1.0)    | 19,281 (△ 15.4)  |
| 3. その他の公庫・銀行   | 48,677 (△ 26.4) | 39,267 (△ 19.3)  |
| うち 国際協力銀行      | 20,806 (△ 28.2) | 17,792 (△ 14.5)  |
| 日本政策投資銀行       | 21,871 (△ 29.4) | 15,900 (△ 27.3)  |
| 農林漁業金融公庫       | 3,500 (9.4)     | 3,200 (△ 8.6)    |
| 4. その他の公団・事業団等 | 60,878 (△ 3.6)  | 49,984 (△ 17.9)  |
| うち日本道路公団       | 22,200 (0.8)    | 21,740 (△ 2.1)   |
| 社会福祉・医療事業団     | 4,105 (12.6)    | 6,081 (48.1)     |
| 首都高速道路公団       | 3,756 (10.0)    | 4,125 (9.8)      |
| 阪神高速道路公団       | 3,288 (6.1)     | 3,591 (9.2)      |
| 小 計            | 288,535 (△ 5.5) | 250,405 (△ 13.2) |
| 5. 地 方         | 94,320 (△ 1.6)  | 83,440 (△ 11.5)  |
| 地方公共団体         | 76,800 (△ 1.2)  | 66,800 (△ 13.0)  |
| 公営企業金融公庫       | 17,520 (△ 3.7)  | 16,640 (△ 5.0)   |
| 合 計            | 382,855 (△ 4.6) | 333,845 (△ 12.8) |

- (注) 1. ( ) 書は、対前年度伸率である。  
 2. 財政投融资制度の改革に伴い、13年度から資金運用事業が廃止され、財政投融资計画に政府保証外債が加えられることから、これにあわせ、比較対比の便宜のため、12年度当初計画額について組替掲記を行っている。  
 3. 資金運用事業を含む平成12年度当初計画額は44兆4,955億円であり、これに対する平成13年度要求額の伸率は△25.0%である。

◆金融再生法第 53 条に基づく一般金融機関からの資産買取について

金融再生委員会は、9月12日、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取を承認し、同日対外公表を行った。その内容は以下のとおり。

金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取について

本日、第187回金融再生委員会が開催され、金融再生法第53条に基づく一般金融機関からの資産買取りの承認の議決がなされましたので、ご報告致します。

1. 資産買取の概要

(単位：百万円)

|             | 機関数 | 債権元本    | 買取価格  |
|-------------|-----|---------|-------|
| 都銀・長信銀・信託銀行 | 10  | 65,217  | 2,317 |
| 地銀          | 28  | 58,633  | 2,975 |
| 第二地銀        | 17  | 19,642  | 722   |
| その他         | 8   | 7,050   | 310   |
| 合 計         | 63  | 150,541 | 6,325 |

(注) 買取対象資産は、資産買取基準により、原則として、破綻懸念先以下に区分される債務者に対する貸出金(仮払金、未収利息、未収金等を含む)とされている。

2. 資産買取手続き

金融機関が預金保険機構に資産買取の申込みを行った後、預金保険機構が買取り価格その他の条件を定め、金融再生委員会の承認を受けて、資産の買取りを決定する。

預金保険機構は、特定協定銀行（整理回収機構）に対して、当該資産の買取りを委託する。

◆金融再生委員会、千葉興業銀行および八千代銀行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、9月12日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく千葉興業銀行および八千代銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、両行の経営健全化計画が併せて同日に公表された。

◆金融再生委員会、日本債券信用銀行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、9月14日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく日本債券信用銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、同行の経営健全化計画が併せて同日に公表された。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、9月14日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成12年10月～13年3月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、9月18日に公表したほか、7月17日及び8月11日に開かれた金融政策決定会合の議

事要旨を承認し、これを9月20日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

（別添1）

平成12年9月14日  
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（賛成多数）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

（別添2）

平成12年9月14日  
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成12年10月～13年3月）

|        | 会合開催                   | 金融経済月報公表<br>(議事要旨公表)                  |
|--------|------------------------|---------------------------------------|
| 12年10月 | 10月13日<金><br>10月30日<月> | 10月16日<月> (11月22日<水>)<br>— (12月5日<火>) |
| 11月    | 11月17日<金><br>11月30日<水> | 11月20日<月> (12月20日<水>)<br>— (1月24日<水>) |
| 12月    | 12月15日<金>              | 12月18日<月> (1月24日<水>)                  |
| 13年1月  | 1月19日<金>               | 1月22日<月> (3月5日<月>)                    |
| 2月     | 2月9日<金><br>2月28日<水>    | 2月13日<火> (3月23日<金>)<br>— 未定           |
| 3月     | 3月19日<月>               | 3月21日<水> 未定                           |

◆現行金利一覧

(12年10月16日現在) (単位: 年%)

|  | 金利    | 実施時期 ( ) 内<br>前回水準 |
|--|-------|--------------------|
| 公定歩合   |       |                    |
| ・ 商業手形割引歩合ならびに国債、<br>特に指定する債券または商業<br>手形に準ずる手形を担保とす<br>る貸付利率 | 0.5   | 7. 9. 8 (1.00)     |
| ・ その他のものを担保とする<br>貸付利率                                       | 0.75  | 7. 9. 8 (1.25)     |
| 短期プライムレート  | 1.500 | 12. 8. 24 (1.375)  |
| 長期プライムレート  | 2.30  | 12. 10. 11 (2.40)  |
| 政府系金融機関の貸付基準金利   |       |                    |
| ・ 日本政策投資銀行   | 2.30  | 12. 10. 12 (2.40)  |
| ・ 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫  | 2.30  | 12. 10. 11 (2.40)  |
| ・ 住宅金融公庫   | 2.85  | 12. 10. 16 (2.75)  |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年)  | 1.20  | 12. 10. 12 (1.15)  |
| (期間5年~7年)  | 1.60  | 12. 10. 12 (1.50)  |
| (期間7年以上)   | 2.10  | 12. 10. 12 (2.00)  |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件

(12年10月16日現在)

|                |           | 発行条件                          | 改定前発行条件                       |
|----------------|-----------|-------------------------------|-------------------------------|
| 国債(10年)        | 応募者利回り(%) | (10月債)<br><u>1.825</u>        | (9月債)<br>1.717                |
|                | 表面利率(%)   | <u>1.9</u>                    | 1.8                           |
|                | 発行価格(円)   | <u>100.63</u>                 | 100.70                        |
| 割引国債<br>(5年)   | 応募者利回り(%) | (9月債)<br><u>1.191</u>         | (7月債)<br>1.137                |
|                | 同税引後(%)   | <u>0.970</u>                  | 0.927                         |
|                | 発行価格(円)   | <u>94.25</u>                  | 94.50                         |
| 政府短期証券         | 応募者利回り(%) | (12年10月16日発行分~)               | (12年10月10日発行分~)               |
|                | 発行価格(円)   | <u>0.455</u><br><u>99.885</u> | <u>0.519</u><br><u>99.866</u> |
| 政府保証債<br>(10年) | 応募者利回り(%) | (10月債)<br><u>1.959</u>        | (9月債)<br>1.889                |
|                | 表面利率(%)   | <u>1.9</u>                    | 1.8                           |
|                | 発行価格(円)   | <u>99.50</u>                  | 99.25                         |
| 公募地方債<br>(10年) | 応募者利回り(%) | (10月債)<br><u>1.977</u>        | (9月債)<br>1.900                |
|                | 表面利率(%)   | <u>1.9</u>                    | 1.9                           |
|                | 発行価格(円)   | <u>99.35</u>                  | 100.00                        |
| 利付金融債<br>(5年物) | 応募者利回り(%) | (10月債)<br><u>1.400</u>        | (9月債)<br>1.500                |
|                | 表面利率(%)   | <u>1.40</u>                   | 1.50                          |
|                | 発行価格(円)   | 100.00                        | 100.00                        |
| 割引金融債          | 応募者利回り(%) | (10月後半債)                      | (10月前半債)                      |
|                | 同税引後(%)   | 0.300                         | 0.300                         |
|                | 割引率(%)    | 0.250                         | 0.250                         |
|                | 発行価格(円)   | 0.29<br><u>99.71</u>          | 0.29<br>99.70                 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆バーゼル銀行監督委員会、外為取引における決済リスクに関する指針の最終版を公表

バーゼル銀行監督委員会は、9月7日、外為取引から発生する決済リスクの管理に関する監督当局向けの指針の最終版、「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」

(原題: Supervisory Guidance for Managing Settlement Risk in Foreign Exchange Transactions) を公表した(プレス・ステートメントの仮訳については、『日本銀行調査月報』2000年10月号参照)。

### ◆B I S 支払・決済システム委員会、報告書「主要国における小口決済: クリアリング・決済の仕組み」を公表

B I S 支払・決済システム委員会(C P S S)は、9月11日、報告書「主要国における小口決済: クリアリング・決済の仕組み」(原題: Clearing and Settlement Arrangements for Retail Payments in Selected Countries) を公表した(プレス・リリースの仮訳は、日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/>) に掲載されている)。

### ◆B I S ・ グローバル金融システム委員会、B I S 国際銀行統計ワーキング・グループ報告書を公表

B I S ・ グローバル金融システム委員会は、9月12日、B I S 国際銀行統計に関する報告書

(原題: Report of the Working Group on the BIS International Banking Statistics) を公表した(その内容については、『日本銀行調査月報』2000年10月号参照)。

### ◆バーゼル銀行監督委員会、信用リスクの管理とディスクロージャーに関する指針を公表

バーゼル銀行監督委員会は、9月14日、信用リスクの管理とディスクロージャーに関する指針の最終版、「信用リスク管理の諸原則」(原題: Principles for the Management of Credit Risk) および「信用リスクのディスクロージャーに関するベスト・プラクティス」(Best Practices for Credit Risk Disclosure) を公表した(プレス・リリースの仮訳については、『日本銀行調査月報』2000年10月号参照)。

### ◆韓国銀行、翌日物コール・レート の誘導水準を引き上げ

韓国銀行は、10月5日、翌日物コール・レートの誘導水準を引き上げた(約5.00%→約5.25%)。

### ◆フィリピン中央銀行、政策金利を 引き上げ

フィリピン中央銀行は、10月12日、主要翌日物金利の引き上げを決定し、13日から実施した(借入金利11.00%→15.00%、貸出金利13.25%→17.25%)。